

事務所だより H23年10月号

今月も宜しくお願い致します。

安藤社会保険労務士事務所

ご挨拶

こんにちは。10月に入り、急に涼しくなってきましたね。キンモクセイの香りも漂ってきて秋を感じます。

ところで我が家では、小さい子供がいるせいもあり最近放射能の話をする事が多くなっています。いろいろ対応方法はある様ですが、特に掃除に気を付けています。セシウムは水に溶けやすい性質なのでまずは水拭きをして少しでも放射性物質を取り除いてから掃除機をかけるようにしています。あまり気にしすぎるのも精神的によくはないと思いますが、今できることはしたいと思っています。

それでは、今月もどうぞよろしくお願い致します。
安藤

トラブルが増加している「定年後の再雇用」

多岐にわたるトラブル内容

定年後の再雇用（継続雇用）をめぐるトラブルが増えているようです。

トラブルの内容は「再雇用基準の有効性」「再雇用の有無」「再雇用の更新基準」「再雇用後の雇止め」など、多岐にわたります。

65歳までの雇用確保措置

2006年に施行された「改正高齢者雇用安定法」では、従業員の65歳までの雇用確保措置について、(1)定年制の廃止、(2)定年年齢の引上げ、(3)継続雇用制度の導入のいずれかを義務化（ただし暫定措置等あり）しました。そして多くの企業では、(3)の継続雇用制度のうち「再雇用制度」の導入を選択しているのが実状です。

裁判例は「労働者有利」の傾向に

前記の通り、「再雇用基準の有効性」「再雇用の有無」「再雇用の更新基準」「再雇用後の雇止め」をめぐるトラブルが増えています。近年、労働者側に有利な裁判所の判決が相次いで出さ

れています。

昨年2月、再雇用制度の導入に必要な労使協定が存在しなかったことなどから、「制度導入を定める就業規則は手続要件を欠いており無効」と判断され、労働者としての地位が確認され、賃金の支払いが会社側に命じられたケースがありました（横浜地裁川崎支部）。

昨年3月には、会社側の一方的な再雇用の拒否が違法であると判断され、会社側に550万円の支払いが命じられています（札幌地裁）。

再雇用制度を導入する場合、法律に違反するものと判断されないよう十分な注意を払うことは当然ですが、それとともに、高齢者の方に気持ち良く働いてもらいための制度設計・賃金設計や環境づくりも必要となります。



健康診断の必要性

現代の医療技術はとても高いレベルのところまでできているといわれています。それでも、何年も検査をせず、ひどい状態になってから病院へかけこんだりしては、治るものも治らず、仕事に支障が出てしまい本人にとっても、会社にとっても、何一つ良いことはありません。

では、会社としてはどのようにすれば良いのでしょうか。

実施義務

会社は、従業員の健康管理の一環として、1年以内ごとに健康診断を受けさせる義務があります。労働安全衛生法上でも、「従業員に対して医師による健康診断を実施しなければならない」と規定されています。

正社員はもちろん、契約社員、1年以上継続し又は1年以上の雇用が見込まれる場合は、パートやアルバイトとして働いている場合でも1週間の所定労働時間が社員の4分の3以上ある場合は、

安藤社会保険労務士事務所

同様に受診の対象となります。

受診義務

労働安全衛生法では、従業員にも受診をする義務があることを規定しています。しかし、受診しない従業員をそのままにし、潜んでいた病気が原因で労働災害が起きてしまう場合もあります。会社側が少しでも受診しやすいように配慮することも必要でしょう。

費用の負担は？

会社に法律上の義務が課せられている以上は、かかった費用は当然会社が負担することになります。

受診中の賃金の支払いは？

受診中の時間に対して賃金を支払う義務はありませんが、従業員の健康確保は、事業を円滑に進めるために不可欠なものであることから、賃金カットをせず、受診中の賃金も支払うのが望ましいとされています。

受診費用や、詳しい検査内容は各健康保険組合や医療機関によって異なりますので、確認の上受診させるようにしましょう。

自身の健康を保つ事は日々の生活や、少し大げさですが、人生を豊かにするためにも大切なことです。

自分の体のメンテナンスができる職場作りを目指したいものですね。



清司

これからどう変わる？「子ども手当」

支給額の変更

現行の子ども手当は中学生までの子ども 1 人当たり一律月額 1 万 3,000 円ですが、10 月以降は、3 歳未満は 15,000 円、3 歳から小学校卒業までは 1 万円（第 3 子以降は 15,000 円）、中学生は 1 万円となります。

支給要件を厳格化

また、子どもの国内居住など支給要件を厳格化することに伴い、すべての対象世帯に市町村への申請を求めるとしています。これまで、新

規の受給者は申請を行う必要がありましたが、2009 年度まで児童手当を受給していた人は免除されていました。

申請は 10 月以降、保護者と子どもの氏名、年齢、養育状況などを記した書面を市町村窓口に提出することになります。未申請の人には支給されませんが、経過措置として来年 3 月までに手続きを行えば遡って支給されます。

この他、保護者の同意を条件に給食費を差し引いたうえで手当を支給する仕組み、滞納が問題になっている保育料を手当から天引きできる仕組みの導入も検討されています。

高所得者は負担増へ

来年 6 月分からは新児童手当に所得制限が課され、年収 960 万円程度を超す世帯への支給は打ち切られます。「児童手当」から「子ども手当」に制度変更した際に見直した扶養控除の縮小はそのまま、0 歳から 15 歳までの年少扶養親族にかかる扶養控除が、今後は所得税・住民税ともに廃止となるため、実質増税となります。

控除縮小による影響

働く夫、専業主婦の妻、子ども 2 人の家庭を想定して、旧制度である児童手当との増減を試算したところ、新制度で恩恵を受けるのは年収 500 万円程度の世帯だそうです。

年収 500 万円以上 1,000 万円未満程度では、子どもの年齢や数によっては負担が増えることもあります。年収 1000 万円の世帯では、新児童手当が受け取れないうえ、控除縮小に伴う所得税と住民税の増額が重くのしかかることとなります。

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町 3 - 1 3 - 3

第 2 ヒロタビル 4 階

安藤社会保険労務士事務所

TEL03-6206-2320 FAX03-6206-2321

URL <http://www.ando-sr.jp/>

e-mail ando@ando-sr.jp

どうぞお気軽にお問い合わせください